



青 森 県 報

第二千九十六号

平成十四年十一月六日(水曜日)

目 次

告 示

字の区域及び名称の変更.....	(市振興町課村)	一
生活保護法による介護機関の指定.....	(健康福祉課)	三
右 同.....	(同)	三
右 同.....	(同)	三
保安林の指定.....	(林政課)	四
公 告		
争議行為の通知の公表.....	(労政・能力開発課)	四
右 同.....	(同)	四
都市計画事業の認可.....	(都市計画課)	五
建設業者の許可の取消し.....	(十和田県土整備事務所)	五
右 同.....	(同)	五

告

示

青森県告示第五百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、三

沢市長から三沢市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十四年十一月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

三 沢 市

大字三沢字大津六の一から六の三まで、六の六、六の八から六の一〇まで、六の一
二から六の二〇まで、一一の一、一一の二、一一の八、一一の一四〇から一一の一四
六まで、一一の一四八、一一の一五〇、一一の一五二、一一の一五六、一一の一五八
から一一の一六〇まで、一一の一六二、一一の一六四、一一の一六六から一一の一六
八まで、一一の一七〇から一一の一七二まで、一一の一七四から一一の一七六まで、
一一の一七八、一一の一八三、一一の一八五、一一の一八七、一一一九一から二
一九五まで、二一九八、二二の二〇二から二二の二一〇まで、二二の二二一か
ら二二の二三〇まで、二二の二三三、二二の二三六から二二の二四四まで、二二の二
五八、二二の二六一、二二の二七五、二二の二七六、二二の二七八から二二の二八二
まで、二二の二九一、二二の三九一、二二の四〇四、二二の四二二、二二の四三三、
二二の四三〇、一七の二、一七の二、一七の四から一七の六まで、一七の八から一七
の一九まで、五九の二、五九の四、五九の六、五九の七、五九の一〇、六〇の三、九
四、一一七から一一〇まで、一一九、一三〇、一三二の一、大字三沢字園沢一四五、
一五一、一五三の一から一五三の三まで、一五四の一、一五四の二、一五六の三、一
五六の一〇、一五六の一五、一五六の二三、一五六の二六から一五六の二八まで、一
五六の三〇、二一九の三、二一九の二〇、二一九の二三〇から二一九の二三五まで、

る道路、水路である国有地の全部を新たに大津四丁目とする。
右の地番は、平成十四年八月一日現在の登記簿による。

青森県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	施設の種類	指定年月日
医療法人聖誠会 石澤内科胃腸科	弘前市大字新町一五一	介護療養型 医療施設	平成一四・一〇・一

青森県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地				
特定非営利活動法人 がわら恵鈴会	五所川原市元町の六	訪問介護	訪問介護恵鈴	五所川原市元町の六	平成一四・九・一
社会福祉法人 楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	"	ホームヘルパ ン青空	三沢市大町二丁目六の二七	一四・一〇・一〇

有限会社オネ ステイ	八戸市内丸二丁目二の	福祉用具貸	中村介護保険 サービス	八戸市内丸二丁目二の一	一四・七・一
---------------	------------	-------	----------------	-------------	--------

有限会社グル ープホーム つ湊苑	八戸市大字 湊町字上中 道一の一	痴呆対応型 共同生活介 護	グループホ ームつ湊苑	八戸市大字 上中道一 の二の一	一四・一〇・一
------------------------	------------------------	---------------------	----------------	-----------------------	---------

有限会社恵成	北津軽郡小 泊村字浜野 六の一	"	グループホ ームつ湊苑	北津軽郡小 泊村字浜野 六の一	"
--------	-----------------------	---	----------------	-----------------------	---

青森県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地			
有限会社ベ ース	八戸市高州二丁目五の一四	ケアプラン センター	八戸市高州二丁目五の一四	平成一四・八・二〇
特定非営利活動法人 がわら恵鈴会	五所川原市元町の六	訪問介護恵鈴	五所川原市元町の六	一四・九・一
社会福祉法人 楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	大町居宅介護 支援事業所	三沢市大町二丁目六の二七	一四・一〇・一〇

青森県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二二の二四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

争議行為の通知の公表

青森市大字大野字山下一四三の七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 争議行為の目的

年末一時金の獲得と雇用の確保及び労働条件の改善等

二 争議行為をなす日時

平成十四年十一月八日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所ですべて的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長下館光子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 争議行為の目的

1 二〇〇二年秋年末職場要求の前進及び獲得

2 二〇〇二年年末要求の前進及び獲得

二 争議行為をなす日時

平成十四年十一月八日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所ですべて的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をは

じめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行つ。

都市計画事業の認可

青森都市計画事業の認可について、平成十四年十月二十三日東北地方整備局告示第百十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・一号浦島造道線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県青森市造道一丁目、造道二丁目及び造道三丁目地内

2 使用の部分

青森県青森市東造道一丁目、八重田一丁目、造道一丁目、造道二丁目及び造道三丁目地内

三丁目地内

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 十和田石材建設株式会社

二 代表者の氏名 中野渡 俊博

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字本金崎一六九

四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一四三三三号

五 取消年月日 平成十四年十月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年十月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 十和田石材建設株式会社

二 代表者の氏名 中野渡 俊博

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字本金崎一六九

四 許可番号 青森県知事許可（特・九）第一四三三三号

五 取消年月日 平成十四年十月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年十月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭